

15 一般社団法人東北地域医療支援機構



1 基本情報

所在地	仙台市青葉区小松島4丁目4-1			出資等の状況	第1位	宮城県	9,000,000 千円 (90.2%)
代表者	代表理事 高柳 元明	設立	平成27年10月9日		第2位	学校法人東北医科薬科大学	975,000 千円 (9.8%)
電話	022-234-4181	ファックス	022-727-0081		第3位		千円 ()
団体分類	自立支援団体	県主務課	保健福祉部 医療人材対策室		第4位		千円 ()
県出資額・割合	9,000,000 千円 (90.2%)	ホームページ	https://www.tohoku-mpu.ac.jp/irvo-sien-kiko/		第5位		千円 ()
設立目的(定款等)	東北医科薬科大学における資金循環型の修学資金制度への助成を通じて医学部の学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師を育成することを目的とする。				その他		千円 ()
					出資等総額	9,975,000 千円	

2 主な事業内容

事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
事業1 修学資金制度助成事業	1,035,000 (100.0%)	1,037,500 (100.0%)	1,015,000 (100.0%)	東北医科薬科大学に対する資金循環型の修学資金制度への原資の助成
事業2	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
事業3	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
その他の事業	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
全体事業費	1,035,000	1,037,500	1,015,000	指定管理者

3 公社等の公益的使命と県が期待する役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
震災からの復興、東北地方における医師不足等の要請を踏まえ、宮城県及び東北医科薬科大学と連携し、東北医科薬科大学における修学資金制度への助成を通じて医学部の学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師を育成する。	「東北地域医療支援修学資金(資金循環型・宮城県枠)」原資の適切な管理・運営や将来の医師配置先となる病院等との連携等を通じて、同学医学部設置の趣旨である宮城県及び東北各県への医師定着を促進し、医師不足解消に寄与することを期待している。

4 評価

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 上記3への対応	東北医科薬科大学と連携し、修学生の修学状況の確認を行い、適正な修学資金制度への助成を実施した。	東北医科薬科大学と連携し、修学生の修学状況の確認及び修学資金原資の適切な管理・運営を行っている点が評価できる。	
ロ 組織運営の健全性 ※1	当法人の監査については、金融機関での勤務経験があり、学校法人の監査にも精通している者を監事に登用し、実施している。内部規程等については、情報公開規程の改正、修学資金制度の見直しに伴う諸規程の改廃を行うなど、適正な業務体制の維持に努めた。	学校法人監査に精通した金融機関出身者を監事に登用し、適切に監査が実施されている。内部規程等の整備状況についても、情報公開規程の改正、修学資金制度の見直しに伴う諸規程の改廃を行うなど、適宜、適切な対応が取られている。	B
ハ 財務の健全性 ※1	当法人の主な事業である修学資金助成事業は、修学資金の貸与(3,000万円/人)を受けた借受者が卒業後、10年間指定医療機関で勤務することで修学資金全額の償還が免除される一方、医師となった借受者の配置を受けた医療機関は1人あたり年間300万円の負担金を当法人に納めることで、将来的には原則として助成金支出と負担金収入が均衡し、資金が循環する仕組みである。宮城県枠は、10年間のうち専門研修期間3年間の負担金免除が決定し、収支均衡しない制度となったが、令和7年度からの定員削減による助成金支出減少及び令和9年度からの負担金回収により、一般正味財産増減額は徐々に改善が見込まれる。	当期一般正味財産増減額は赤字となっているが、修学資金制度の性質上、現段階での当期中の黒字化が困難である修学資金助成金を除くと黒字となっており、経営状況は健全である。	B
総合評価・今後の方向性と課題	新規制定・改正された諸規程に基づき、東北医科薬科大学と連携し、適切な資金管理を行う。業務の適正を確保するための体制整備を引き続き行っていく。	設立目的である、東北医科薬科大学における資金循環型の修学資金制度への助成を通じて医学部の学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師の育成に寄与することに期待する。また、適切な業務運行に資するための体制整備に努めており評価できる。引き続き、当法人の設立目的及び県の出資目的に合う運営となるよう助言を行う。	総合評価 B

※1 上記ロ及びハにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況（単位：千円）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
貸借対照表	資産合計	6,052,140	5,285,685	4,642,781	△ 642,904
	流動資産	4,410	4,796	5,109	313
	固定資産	6,047,730	5,280,889	4,637,672	△ 643,217
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	0	0	0	0
	流動負債	0	0	0	0
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	6,052,140	5,285,685	4,642,781	△ 642,904
	指定正味財産	0	0	0	0
	一般正味財産	△ 3,622,860	△ 4,539,315	△ 5,332,219	△ 792,904
	基金	9,675,000	9,825,000	9,975,000	150,000
正味財産増減計算書	経常収益	8,909	121,382	222,477	101,095
	うち事業収益	2,640	1,260	1,260	0
	経常費用	1,035,446	1,037,836	1,015,381	△ 22,455
	うち管理費	447	337	381	44
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,026,537	△ 916,454	△ 792,904	123,550
	当期経常増減額	△ 1,026,537	△ 916,454	△ 792,904	123,550
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 1,026,537	△ 916,454	△ 792,904	123,550
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
	当期基金増減額	150,000	150,000	150,000	0
当期正味財産増減額	△ 876,537	△ 766,454	△ 642,904	123,550	
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	120	60	60	0
	補助金等合計	120	60	60	0
	総収入 ※3	8,909	121,382	222,477	101,095
	総収入に対する補助金等割合	1.3%	0.0%	0.0%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 （なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	-	-	-	-
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-11522.5%	-755.0%	-356.4%	398.6%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	5.0%	0.3%	0.2%	-0.1%

7 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (6月末現在)	令和5年度における 常勤役職員の状況			
役員	常勤(うち県退職者)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員			
	非常勤(うち県退職者)	6 (1)	6 (1)	6 (1)				
職員	常勤職員(※4)	9	7	8	平均年収(千円)			
	プロパー職員	9	7	8	-			
	県退職者	0	0	0	常勤職員(プロパー)			
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢(歳)			
	その他の派遣職員	0	0	0	43.3			
	上記以外の職員(※5)	0	0	0	平均年収(千円)			
障害者雇用の状況(※6)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

15 一般社団法人東北地域医療支援機構

1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。	①	1
			②周知していない。	0	
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。	①	1
			②登用していない。	0	
		人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。	①	1
			②行っていない。	0	
DX推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓DXについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。	1	0		
	②設置又は配置していない。	①			
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備	1	0
			②8項目未満整備	①	
			就業規則	<input type="checkbox"/>	
			役員報酬規程	<input type="checkbox"/>	
			職務分掌規程	■	
			会計規程	■	
			契約規程	<input type="checkbox"/>	
			決裁規程	■	
			給与規程	<input type="checkbox"/>	
			退職手当規程	<input type="checkbox"/>	
		施設等管理規程	<input type="checkbox"/>		
		業務継続計画（BCP）	<input type="checkbox"/>		
		実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。	2	0
②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。	1				
③公認会計士・税理士による関与はない。	①				
組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。	①	1		
	②整備していない。	0			

No.	項目	評価内容	評価
3	内部統制 適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2
		②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1
		③ホームページで公開していない。	0
		定款（寄附行為）	■
		役員等名簿	■
		事業計画書	■
		収支予算書	■
		事業（営業）報告書	■
		収支計算書	□
		貸借対照表	■
		損益計算書（正味財産増減計算書）	■
		財産目録	■
		キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□
		役員の報酬・退職金に関する規定	□
	コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①3項目以上実施している。	2
		②1～2項目実施している。	1
		③実施していない。	0
		○コンプライアンスに関する規程を整備している。	□
		○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。	□
		○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	□
○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。		□	
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	□		
合計（12点満点）			6

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
当法人の監査については、金融機関での勤務経験があり、学校法人の監査にも精通している者を監事に登用し、実施している。 内部規程等については、情報公開規程の改正、修学資金制度の見直しに伴う諸規程の制定・改廃を行うなど、適正な業務体制の維持に努めた。	学校法人監査に精通した金融機関出身者を監事に登用し、適切に監査が実施されている。 内部規程等の整備状況についても、情報公開規程の改正、修学資金制度の見直しに伴う諸規程の改廃を行うなど、適宜、適切な対応が取られている。	B

＜参考指標＞
合計点が 9～12点の場合：A（概ね良好） 6～8点の場合：B（改善の余地あり） 3～5点の場合：C（改善措置が必要） 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

2 財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	採算性 経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-(事業費+管理費)	① 3期連続黒字（増加）	3	0	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	① 3期連続黒字（増加）	3	0	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計：利益剰余金	① 当期 ≥ 0（累積欠損金なし）	2	2	
		② 当期 < 0（累積欠損金あり）	0		
	2	安全性 財務は安定しているか。 〔指標〕 正味財産(自己資本)比率の状況 ✓正味財産合計（純資産）÷資産合計×100	① 当期 ≥ 30%	2	2
			② 当期 < 30%	0	
借入金に依存していないか。 〔指標〕 借入金依存度の状況 ✓（短期借入金+長期借入金）÷資産合計×100		① 当期 ≤ 正味財産（自己資本）比率、借入金なし	1	1	
		② 当期 > 正味財産（自己資本）比率	0		
十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕 流動比率の状況 ✓流動資産÷流動負債×100		① 当期 ≥ 100%	1	1	
		② 当期 < 100%	0		
合計（12点満点）				6	

団体による自己評価 （概況、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
<p>当法人の主な事業である修学資金助成事業は、修学資金の貸与（3,000万円/人）を受けた借受者が卒業後、10年間指定医療機関で勤務することで修学資金全額の償還が免除される一方、医師となった借受者の配置を受けた医療機関は1人あたり年間300万円の負担金を当法人に納めることで、将来的には原則として助成金支出と負担金収入が均衡し、資金が循環する仕組みである。</p> <p>宮城県枠は、10年間のうち専門研修期間3年間の負担金免除が決定し、収支均衡しない制度となったが、令和7年度からの定員削減による助成金支出減少及び令和9年度からの負担金回収により、一般正味財産増減額は徐々に改善が見込まれる。</p>	<p>当期一般正味財産増減額は赤字となっているが、修学資金制度の性質上、現段階での当期中の黒字化が困難である修学資金助成金を除くと黒字となっており、経営状況は健全である。</p>	B

＜参考指標＞
合計点が
10～12点の場合：A（概ね良好）
6～9点の場合：B（改善の余地あり）
3～5点の場合：C（改善措置が必要）
0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）